牛久市告示第２４９号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第２２条第１０項の規定により次のとおり公告する。

令和７年１１月７日

牛久市長　沼田　和利

１．特定空家等の所在地
牛久市岡見町字上池台２７３３番地１３５
２．建築物の家屋番号等
（１）主である建物
家屋番号　２７３３番１３５
種　　類　居宅
構　　造　木造セメント瓦葺平家建
床 面 積　３７．６４㎡
（２）付属建物
家屋番号　余白
種　　類　不明
構　　造　木造トタン葺平家建
床 面 積　約１０．４㎡
３．所有者等に命じようとする措置の内容
火災で全焼後、放置されている当該特定空家等に残存している残置物等を除却し、適正に処理すること
４．措置の期限
令和７年１２月９日
５．牛久市長による措置
所有者等が４の期限までに３の措置を行わないときは、法第２２条第１０項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、３の措置を行う。
６．動産等の取扱い
市長等が３の措置を行うときは、建築物等及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、４の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう下記問い合わせ先へ通知すること。
７．問い合わせ先
牛久市建設部空家対策課
電　話　０２９－８７３－２１１１　　ＦＡＸ　０２９－８７２－２９５５